改正案無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を改正する省令(新旧対照表)	現 行 ( 傍線部は改正部分 )
目次	目次
第一章~第三章 (略)	第一章—第三章 (略)
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
第一節~第三節 (略)	第一節~第三節 (略)
第三節の二 航空移動業務及び航空交通管制の用に供する無線測位業務	第三節の二 航空移動業務及び航空無線航行業務の無線局、航空機に搭
の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに航空移動	載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の無線局の
衛星業務の無線局の無線設備(第四十五条の四)第四十五条	無線設備(第四十五条の四)第四十五条の二十一)
のニ+-)	
第四節~第九節 (略)	第四節~第九節 (略)
第五章 (略)	第五章 (略)
附則	附則
第三節の二 航空移動業務及び航空交通管制の用に供する無線測位	第三節の二(航空移動業務及び航空無線航行業務の無線局、航空機)
業務の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに	に搭載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の
航空移動衛星業務の無線局の無線設備	無線局の無線設備
(ATCRBSの無線局の無線設備)	(ATCRBSの無線局の無線設備)
第四十五条の十二の六 ATCRBSの無線局の無線設備は、次の各号の条	第四十五条の十二の六 ATCRBSの無線局の無線設備は、次の各号の条
件に適合するものでなければならない。	件に適合するものでなければならない。
一 ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものの無線設備 (次号に	$-$ ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものの無線設備 $(以下 \cap S)$
掲げるものを除く。以下「SSR」という。) は、次に掲げる条件に合	SR」という。) は、次に掲げる条件に合致すること。
致すること。	
イ~ホ (略)	イ~ホ (略)
へ 質問信号及び抑圧信号 ( ⑴及び⑵において「質問信号等」という。)	へ 質問信号及び抑圧信号 ( ⑴及び ⑵において「質問信号等」という。)
は、次の条件に適合するものであること。	は、次の条件に適合するものであること。

- (2) (1) モード 略)
- 信号等を送信することができるSSRの場合②)モードS、モードA/C一括及びモードA/C/S一括の質問

(1) ( ) (略)

- 四八 回未満であること。
  であつて、かつ、輻射範囲の任意の三度の角度内において毎秒等の送信回数は、四 ミリ秒間の平均が毎秒二、四 回未満二 個別の航空機を選択して呼び出すためのモードSの質問信号
- が毎秒一、八 回末満であること。

  「おりが毎秒」、二 回末満であつて、かつ、一秒間の平均の平均が毎秒」、二 回末満であつて、かつ、一秒間の平均の平均が毎秒」、二 に掲げる条件のほか、四秒間の平均が毎秒」、 回表満であつて、かつ、一秒間の平均では、個別の航空機を選択して呼び出すためのモードの質問信号等の送信の単位であること。

ト・チ (略)

線局」という。) の無線設備は、次に掲げる条件に合致すること。 て無線測位を行うもの(以下「複数地点受信方式航空監視システムの無点に設置する受信設備によつて受信した信号の受信時刻の差を利用し ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものであつて、複数の地

- い場合に限ること。 (2)質問信号の送信は、無線測位のために必要な情報が得られていな

- (1) (略)
- 信号等を送信することができるSSRの場合() モードS、モードA/C一括及びモードA/C/S一括の質問

(1) (略)

平均が毎秒二、四〇〇回未満であること。の平均が毎秒一、八〇〇回未満であつて、かつ、四〇ミリ秒間の等の送信回数は、四秒間の平均が毎秒一、二〇〇回未満、一秒間二 個別の航空機を選択して呼び出すためのモードSの質問信号

ト・チ (略)

- と。 ランスポンダが動作している時間のニパーセント以上にならないこうンスポンダが動作している時間のニパーセント以上にならないこによつてATCトランスポンダが占有される時間は、当該ATCト3) 質問信号 (他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。)
- おいて、次に掲げる条件に合致すること。|| ATCトランスポンダは、その航空機の航行中における通常の状態に

#### - 一般的条件

に送信することとなるものであること。 識別パルスにあつては、手動により発射が開始されるものとする。) 質問信号を受信することによつて、応答信号を自動的(特別位置

(2) (7) (**略**)

口~二(略)

するものであること。
び(2)に掲げる条件に合致するほか、自ら任意の間隔により信号を送信の無線設備(以下「ノントランスポンダ」という。)は、第二号ロ(1)及四、ATCRBSの無線局のうち飛行場内を移動する車両に開設するもの

致すること。 
五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に合

附則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

1

(経過措置)

おいて、次に掲げる条件に合致すること。 | | ATCトランスポンダは、その航空機の航行中における通常の状態に

#### 1 一般的条件

るものとする。) に送信することとなるものであること。動的( 特別位置識別パルスにあつては、手動により発射が開始され) 「SSRからの質問信号を受信することによつて、応答信号を自

(2) (7) (略)

口~二(略)

かわらず、なお従前の例によることができる。 四十五条の十二の六、別表第一号、別表第二号及び別図第七号の規定にか無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則第2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けているATCRBSの2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けているATCRBSの

## 別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

		8・9 (略)
<u>500</u>	(Z) <u>その他の無線測位局</u> 4~10 (略)	
3,000kHz 10kHz 1,000kHz	<u>イ その他</u> (5) 質問信号送信設備 (6) 基準信号送信設備及び ノントランスポンダ	
<u>1,000kHz</u>	(4) ATCトランスポンダ         の送信設備         ア モードS機能を有するもの	
	1・2(略) 3 無線測位局(注29) (1)~(3)(略)	7 470MHzを超 え2,450MHz以 下
	(略)	
周波数の許容偏差(Hz 又はMzを付したもの を除き,百万分率)	無線同	周波数帯

## 別表第一号(第5条関係)

												Į.
8・9 (略)						ᅱ	W	7 470MHzを超			周波数带	周波数の許容偏差の表
	( <u>5</u> ) <u>その他の無線測位局</u> 4~10(略)	1 4の制	(1) (ア)以外のもの	(J) (D)	<u>の送信設備</u> ア モードS機能を有す	(1)~(3) (駱) (4) ATCトランスポンダ	3 無線測位局(注29)	1・2(略)	(略)		無線局	差の表
	<u>500</u>	3,000kHz	1,000kHz	<u>3,000kHz</u>						又はMzを付したものを除き,百万分率)	周波数の許容偏差(Hz	

(器)

(器)

# 別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波	備考
	数帯幅の	
	許容値	
		(略)
U1V	6MHz	(略)
	14.5MHz	<u>1</u> ATCトランスポンダ
		2 基準信号送信設備
		<u>3 ノントランスポンダ</u>
	40MHz	<u>1</u> SSR(モードSの質問信号を使用する
		ものに限る。)
		2 ACAS(モードSの質問信号を使用する
		ものに限る。)
		3 質問信号送信設備
		(略)

(器)

別表第三号(第7条関係)

1~47 (略)

48 質問信号送信設備、基準信号送信設備及びノントランスポンダの帯域 外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域に おける不要発射の強度の許容値は、2及び15に規定する値にかかわら ず、総務大臣が別に告示する値とする。

49 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、<u>1から48まで</u>の規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別表第二号(第6条関係)

1 占有周波数帯幅の許容値の表

(略)		
<u>A C A S (モードSの質問信号を使用するも</u> <u>のに限る。)</u>		
	40MHz	
ATCトランスポンダ	14.5MHz	
(略)	6MHz	V1D
(略)		
	許容値	
	数帯幅の	
備考	占有周波	電波の型式
I	1 1 1 1 1 H 4 7	]

(器)

別表第三号(第7条関係)

1~47 (略)

48 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、<u>1から47まで</u>の規定にかかからず、その値を別に定めることができる。

別図第七号 SSRが送信する質問信号及び抑圧信号並びに質問信号送信設 別図第八号の二 ATCトランスポンダが送信する応答信号、基準信号送信 1 · 2 얦 設備及びノントランスポンダが送信する信号の特性(第45条の12の6関 注1~5 <u>備が送信する質問信号の特性(第45条の12の6関係)</u> パルス波形 6 質問モードの種別及びパルス間隔 ( 器 ) <u> 力に対し 0.25dB 低い値以上であること。</u> (器) モードSの質問信号のパルスP。の災頭電力は、 ( 器 ) <u>パルスP₂の</u>災頭電 別図第七号 別図第八号の二 1 · 2 2 注1~5 パルス波形 質問モードの種別及びパルス間隔 0 (器) (器) <u>なく、また、パルスP。の炎頭電力の変動は、位相反転を伴うものを</u> <u>電力は、パルスP₁の尖頭電力に対し0.25dB以上小さくなるものでは</u> 除き1dB以下、連続するビツト間は0.25dB以下であること。 モードSの質問信号のパルスP2とパルスP6の最初の1 µ Sの类頭 (器) (器) 質問信号及び抑圧信号の特性(第45条の12の6関係) 応答信号の特性(第45条の12の6関係)